

○柏市軽費老人ホーム設備運営基準条例

平成24年12月26日  
条例第43号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定により、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第3条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準については、基準省令第2条から第40条までに定めるところによる。

(令3条例11・一部改正)

第4条及び第5条 削除

(令3条例11)

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(令3条例11・旧附則・一部改正)

(虐待の防止に係る経過措置)

2 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第2条第4項及び第33条の2(基準省令第39条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、基準省令第7条(基準省令第39条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、基準省令第7条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(令3条例11・追加)

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第24条の2(基準省令第39条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、基準省令第24条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(令3条例11・追加)

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第24条第3項(基準省令第39条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

5 令和3年4月1日から起算して6月を経過する日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第33条第1項(基準省令第39条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

6 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第26条第2項第3号(基準省令第39条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(令3条例11・追加)

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 7 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第28条第3項](#)([基準省令第39条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[同項](#)中「軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(令6条例7・追加)

附 則(令和3年条例第11号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第7号抄)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。